

現状の取組状況の共有とりまとめについて

③氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項目	北陸地整	気象台	新潟県	上越市	糸魚川市	妙高市	現状と課題
排水施設、排水資機材の操作・運用	<p>○排水ポンプ車や照明車等の災害対応車両・機器は平時時から定期的な保守点検を行うとともに、稼働を点検職員等への訓練・教育も実施し、災害発生による出動体制を確保している。</p>		<p>・水門等河川管理施設の操作用成機を出水期前に実施している。</p>	<p>(1) 河川区間の樋門(洪水)・樋門の管理者は、気象情報・注意報等及び洪水予報・水防情報等が発表されたとき、又は雨量、水位、流量等の気象状況等を考慮し、洪水時又は洪水のおそれがあると認めるときは、各地區の操作規則等に基つき、的確な操作を行うものとする。</p> <p>なお、河川水位が高く、危険な状況が起っていると判断された場合には、樋門操作員を速やかに避難させるなど、その安全確保を図るものとする。</p> <p>※上越市水防計画H26.3よりP75</p>	<p>・市、水防団(消防団)及び消防本部は、水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその状況を関係者(高田河川国道事務所、糸魚川市、糸魚川地現振興局、糸魚川警察署、糸魚川駅、警察の及ぶ方向の隣接市町村及びその他必要な団体に)に通報する。</p> <p>・市、水防団(消防団)及び消防本部は、決壊後も可能な限り氾濫に際しては、速やかなる対応を図る。</p> <p>※糸魚川市地域防災計画H25.7 P93</p>	<p>・堤防が決壊し又はこれに準ずる事態が発生したときは、市長は、直ちにその状況を関係機関(国土交通省高田河川国道事務所長、上越地現振興局長、上越地域振興局長、高砂防事務所長、保線区長、警察署長)及び氾濫が予想される方向の隣接水防管理団体その他必要な団体に通報する。</p> <p>・水防管理者(市長)、消防団長及び上越地域消防事務組合の長は、決壊後も可能な限り氾濫による被害の拡大防止に努める。</p> <p>※妙高市地域防災計画H26.5よりP215</p>	<p>●排水すべき水のボリュームが大きく、現状では、今後想定される大規模浸水に対する早期の社会機能回復の対応を行えない懸念がある。</p> <p>U</p>
							<p>●現状は早期の社会機能回復のために有効な排水計画がないため、既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ排水計画を検討する必要がある。</p> <p>Y</p>

④河川管理施設の整備に関する事項

項目	北陸地整	気象台	新潟県	上越市	糸魚川市	妙高市	現状と課題
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容(関川)	<p>○現状では、関川の堤防整備率は100%、保倉川は98.9%であるが、流下能力が不足している箇所があることから、流下能力を確保するための河道掘削を推進している。</p>		<p>・矢代川、保倉川、吉川等の県管河川では、流下能力が不足している箇所があり、洪水を安全に流すための整備を実施する。</p>				<p>●計画断面に対して、流下能力が不足している河道があり、洪水により氾濫するおそれがある。</p> <p>W</p>
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容(姫川)	<p>○姫川は、急流河川の特徴上、豊稔による堤防決壊の危険をばらばらしていることから、急流河川対策としての護岸及び掘削工の整備を優先的に推進している。</p>						<p>●急流に対して危険箇所があり、洪水により氾濫(豊稔による)の危険がある。</p> <p>X</p>
堤防等河川管理施設の現状の整備状況及び今後の整備内容(関川・姫川)	<p>○平成27年9月関東・東北豪雨を受け、緊急的な堤防構造を工夫する対策として、堤防天端や裏法筋の保護の必要性が認識されている。</p>						<p>●洪水に対するリスクが高いにも関わらず、住民避難等の時間確保に懸念がある。</p> <p>Y</p>

現状の取組状況の共有ととりまとめについて(詳細版)

本資料は各市町の地域防災計画(画)いずれもホームページで公開記載内容の抜粋を主として作成。

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	上越市	糸魚川市	妙高市
<p>避難標準 避難勧告等 の発令基準</p>	<p>(1)避難準備情報 1.小河川、用排水路、水位情報周知河川以外の中小河川：避難勧告等の基準を基に避難行動要支援者が避難に要する時間が確保できる段階において行う。 ※以下は運用 2.洪水予報河川、水位情報周知河川(関川、保倉川、矢代川、正善寺川、栢崎川)： 各河川の指定水位観測所において、水位がはん濫注意水位(警戒水位)に達した場合で、その後も水位上昇が見込まれるときは、河川管理者より提供される防災情報や流域での降雨状況等を考慮して判断する。 (蒲川原区独自基準)保倉川(願聖寺)水位が28.30mに達した場合で、その後も水位上昇が見込まれるときは、河川管理者より提供される防災情報や流域での降雨状況等を考慮して判断する。 (2)避難勧告・避難指示 1.小河川、用排水路： 近隣で浸水が発生し、拡大のおそれがあるとき。 2.水位情報周知河川以外の中小河川： ①水害が発生し、人家に被害が及ぶと見込まれたとき。 ②流入先河川の水位上昇等により排水が困難な状況で、かつ、流域での降雨が継続し、水があふれたり堤防決壊のおそれがあるとき。なお、県河川防災情報システムにより情報や流域での降雨状況、その他以下の条件を考慮して判断する。 ●各観測所の上流観測所で水位上昇が継続、又は上流域での降雨が継続し、市内流域でのさらなる水位上昇が見込まれる。 ●巡視の結果、堤防に異常が発見され、水防活動によっても応急対策が困難であると判断する。 ※緊急度に応じて、避難勧告、指示を発表する。 ※新潟県提供資料(各市町村の水害に対する避難勧告等の発令基準)より</p>	<p>(1)避難準備情報 1. 避難行動要支援者が避難に要する時間を確保できる段階で行うものとし、次のいずれかに該当する場合に、発令するものとする。 ① 姫川の山本水位観測所の水位が避難判断水位である192mmに到達し、かつ、次のアからウのいずれかにか該当する場合 ア 上流域の大前水位観測所の河川水位が上昇している場合 イ 氾濫警戒情報において引き継ぎの水位上昇が見込まれている場合 ウ 上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに継続して降雨が予想される場合 エ 避難判断水位である192mmを超えた状態が1時間継続した場合(堤防からの漏水等の発生の可能性が高まった場合) ② 姫川の大前水位観測所の水位が氾濫注意水位である118.59mmに到達し、かつ、上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに継続して降雨が予想される場合 ③ 水位周知河川以外の中小河川において、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えて上昇し、かつ、上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに継続して降雨が予想される場合 ④ 水位周知河川以外の中小河川において、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えて上昇し、かつ、上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに継続して降雨が予想される場合 ⑤ 蒲水等が発見された場合 (2)避難勧告 市町村が特に必要と認めたとときのほか、次のいずれかにか該当する場合に発令するものとする。 1 姫川の山本水位観測所の水位が避難危険水位である2.28mに到達した場合 2 姫川の山本水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、氾濫警戒情報(水位予測)により、水位が堤防高を超えることが予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合) 3 姫川の山本水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに継続して降雨が予想される場合(急激な水位上昇による氾濫のおそれがある場合) 4 姫川の大前水位観測所の水位が氾濫危険水位(特別警戒水位)である120.89mmに到達した場合 5 姫川の大前水位観測所の水位が避難判断水位を超えた状態で、上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに継続して降雨が予想される場合 6 水位周知河川以外の中小河川において、大雨警報(浸水害)が発表され、河川上流の雨量観測所の累計雨量が140mmを越え、上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに継続して降雨が予想される場合 7 水位周知河川以外の中小河川において、洪水警報が発表され、水位観測所の水位が氾濫注意水位を超えて上昇し、上流域の気象情報、降水短時間予報で、さらに継続して降雨が予想される場合 8 水位周知河川以外の中小河川において、水防団等から避難の必要性に関する通報があった場合 9 水位周知河川以外の中小河川において、浸水の発生に関する情報が住民等から通報された場合 10 小河川、用排水路において、水防団等から避難の必要性に関する通報があった場合 11 浸水の発生に関する情報が住民等から通報された場合 (3)避難指示 市町村が特に必要と認めたとときのほか、次のいずれかにか該当する場合に発令するものとする。 1 姫川の山本水位観測所の水位が堤防天端高である5.2mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれがある場合) 2 異常な漏水の進行や電撃・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 3 決壊や越水・溢水の発生又は氾濫発生情報が発表された場合 4 姫川の大前水位観測所の水位が堤防高である122.32mに到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれがある場合) 5 水位周知河川以外の中小河川において、水位が堤防高に到達するおそれが高い場合(越水・溢水のおそれがある場合) 6 水位周知河川以外の中小河川において、異常な漏水の進行や電撃・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 7 決壊や越流が発生した場合 8 小河川、用排水路において浸水が発生し、拡大のおそれがある場合 ※新潟県提供資料(各市町村の水害に対する避難勧告等の発令基準)より</p>	<p>(1)避難準備情報 ・氾濫注意水位に到達(氾濫警戒情報が発表)したとき ・市内、上流部3時間雨量90ミリ以上 ・関川(二子島水位観測所)において、水位50、26メートル以上の場合 ・荒江川(小出雲水位観測所)において、水位68、45メートル以上の場合 ・矢代川(石塚水位観測)において、水位59、31メートル以上の場合 (2)避難勧告 ・避難判断水位に到達(氾濫警戒情報が発表)したとき ・市内、上流部3時間雨量120ミリ以上 ・笹ヶ峰ダム放流量毎秒100立法メートル以上 ・関川(二子島水位観測所)において、水位51、31メートル以上の場合 ・荒江川(小出雲水位観測所)において、水位68、87メートル以上の場合 ・矢代川(石塚水位観測)において、水位60、00メートル以上の場合 (3)避難指示 ・はん濫危険水位に到達(はん濫危険情報が発表)したとき ・市内、上流部3時間雨量150ミリ以上 ・笹ヶ峰ダム放流量毎秒100立法メートル以上 ・関川(二子島水位観測所)において、水位51、95メートル以上の場合 ・荒江川(小出雲水位観測所)において、水位69、19メートル以上の場合 ・矢代川(石塚水位観測)において、水位60、00メートル以上の場合 ※新潟県提供資料(各市町村の水害に対する避難勧告等の発令基準)より</p>
<p>避難場所・避難経路</p>	<p>(1)避難場所 上越市地域防災計画にて指定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までに行っていない) (3)避難の考え方、避難所の位置、避難にあたっての注意事項等を、広報誌や防災ガイドブック、ハザードマップの作成及び配布、上越市ホームページへの掲載、防災訓練等の実施などの方法により住民に周知徹底を図る。 ※上越市地域防災計画H27.3(上越水防計画H26.3)より</p>	<p>(1)避難所 糸魚川地域防災計画にて指定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までに行っていない) (3)避難の考え方、避難所の位置、避難にあたっての注意事項等を、広報誌や防災ガイドブック、ハザードマップの作成及び配布、糸魚川市ホームページへの掲載、防災訓練等の実施などの方法により住民に周知徹底を図る。 ※糸魚川市地域防災計画H25.7より(資料編)P166</p>	<p>(1)避難所 妙高市地域防災計画にて指定、HPにより周知。小中学校、コミュニティセンターなどの公共施設が主。 (2)避難経路 洪水ハザードマップ等により避難所や避難経路について、確認しておく。(指定経路の公表までに行っていない) (3)避難の考え方、避難所の位置、避難にあたっての注意事項等を、広報誌や防災マップ、ハザードマップの作成及び配布、妙高市ホームページへの掲載、防災訓練等の実施などの方法により住民に周知徹底を図る。 ※妙高市地域防災計画H26.5より(資料編)P166</p>
<p>住民等への情報伝達の体制や方法</p>	<p>(1) 避難準備情報・避難勧告・避難指示の伝達 ・ホームページ ・上越市安全メール(要登録) ・広報車、防災行政無線 ・消防団、消防署、警察署、町内会(町内会長) ・自主防災組織 ・有線放送 ・上越ケーブテレビジョン ・エフエム上越76、1MHz ・エリアメール、緊急通報メール ・避難行動要支援者登録制度 (2) 日頃の備えなどの周知 ・上越市ホームページ ・ハザードマップ ・防災ガイドブック、避難所マップの配布 ・防災だよりやパンフレット類の発行 ・防災訓練の実施 ・自主防災組織等 ・避難行動要支援者登録制度 上越市地域防災計画H27.3、上越市防災ガイドブックより</p>	<p>(1) 避難準備情報・避難勧告・避難指示の伝達 ・ホームページ ・安心安全メール@糸魚川 ・広報車、防災行政無線 ・消防団、消防署、警察署、町内会(町内会長) ・自主防災組織 ・有線放送 ・緊急通報メール ・災害時避難行動要支援者要援護者避難支援プラン (2) 日頃の備えなどの周知 ・糸魚川市ホームページ ・ハザードマップ ・防災ガイドブック、避難所マップの配布 ・防災だよりやパンフレット類の発行 ・防災訓練の実施 ・自主防災組織等 ・災害時避難行動要支援者要援護者避難支援プラン 糸魚川市地域防災計画H25.7より</p>	<p>(1) 避難準備情報・避難勧告・避難指示の伝達 ・妙高市ホームページ ・サイレン、警鐘 ・みよこう安全・安心メール ・エリアメール、緊急通報メール ・防災行政無線 ・標識 ・広報車 ・テレビ(妙高チャンネル) ・ラジオ、有線放送 ・自主防災組織 ・警察署、消防署、消防団等 (2) 日頃の備えなどの周知 ・妙高市ホームページ ・ハザードマップ ・パンフレット・リーフレットの配布 ・防災訓練の実施 ・自主防災組織等 ※妙高市地域防災計画H26.5より P180</p>

